

一、気仙沼市魚町地区における用地かさ上げについて

海岸保全施設整備費として計上されている9150万円は、追加かさ上げに要する費用（5728万4千円）と補償金等（2721万6千円）となっています。追加かさ上げが必要となったそもそもの原因は、県の防潮堤施工ミスによるものであることは、指摘するまでもありません。

先日の本会議では、気仙沼選出のお二人の議員から、気仙沼市内湾地区の地理的・経済的・文化的な位置と歴史について発言がありました。この問題を語る時、現地の人々の気持ちに寄り添うことが大前提であることをしみじみと感じたところです。そして、ここには知事が県民に向き合う基本的姿勢に関する重大な問題があると考え、以下の二点についてうかがいます。

1) まず追加かさ上げについてです。今回かさ上げについて同意はしますが、補償金2721万6千円は、用地かさ上げによる地権者の用地減少を補償するものと説明を受けています。但しかかさあげの影響は今回の措置で終わるものではありません。実際に移転・建築を始めれば用地減少に限らず、道路と宅地の段差など新たな不具合や不便が生じることも予想されます。住民や地権者の声に応え、県のミスによる被害・影響については、期間を区切ることなく対応すべきと考えますが、知事いかがですか。

2) 次に防潮堤施工ミスの問題です。先日、私は福島議員とともに気仙沼市の担当課から説明を受け、現地の住民にもお会いしてきましたが、共通して県のやり方に対する不信が表明されていました。（県が示した三案の中から住民が「作り直し」を選択したことについて）「作り直しを選択肢に入れたことがまずかった」との発言など、知事の一連の言動が地元の不信を増大させており、このまま防潮堤の工事が進むことは、復興事業に影を落とし禍根を残すことになりかねません。

経過のきちんとした説明とそれにもとづく責任の所在と割合等を早急に明らかにしたうえで、住民の皆様に対する直接の説明と謝罪のため、知事自らが現地に足を運ぶべきと考えますがいかがですか。

二、指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、17施設・176億円の債務負担行為のうち（いずれも県民生活に必要な県有施設であり、県民生活の向上に向けて役割の発揮が期待されています）まず下水道関係の指定管理を除いた13施設についてうかがいます。

1) 13施設の指定期間は、5年前と比較すると指定期間の変更があり、5年間で9施設、3年間で4施設となっています。（民間非営利活動プラザ、いわゆるNPOプラザは、5年から3年に、一方ライフル射撃場は3年から5年に、矢本海浜緑地は、当初の3年から、震災直後直営となった後、今回は5年になりました）3年・5年の指定期間の違いは何によるものですか、うかがいます。

2) H22年12月総務省自治行政局長名でだされた「指定管理者制度の運用について」によれば、指定期間とは管理が適切に行われているか見直す機会を設けるため期間を定めるものとされています。設置目的や実情等に即して指定管理者が安定して管理を行う上で、5年程度が一つの単位になると思います。経過的にも5年の指定期間が増えているようですが、いかがでしょうか。

3) 募集方法をみると、公募のかたちをとっているのは9施設、そのうち複数の応募があったのは（NPOプラザと矢本海浜緑地の）二つだけで、7施設は1者となっており、制度発足以来、同じ指定管理者が管理を継続しているケースがほとんどです。指定管理者制度の実態が、発足当初の狙いと違ってきているのではないのでしょうか。管理の実績を蓄積し、連続して一者のみ応募となっている施設は委託ができるようにするなど、国にも働きかけて制度を見直す必要があると思いますが、認識はいかがですか。

4) 債務負担限度額ですが、前回より減額している施設、ほぼ同額となっている施設が見受けられます。消費税引き上げが予定されている基で、税率引き上げ分はどのように対応するのか、またこの限度額では、職員の給与を上げにくいとの声もあります。県は実態をどのように把握していますか。

5) (先にあげた総務省通知の8項目の留意点で、労働法令遵守、雇用・労働条件の配慮は特に重要です) 宮城県は募集要項のなかにH28年度から「労働関係法令等遵守状況チェックシート」を追加しました。このシートを元に、指定管理団体に働く職員の給与や労働条件はとても重要なことなので、県は指定管理団体とともに、改善の努力を行うべきと考えますがいかがか。

三、上工下水一体官民連携と関連する予算について

1)) 上工下水一体官民連携運営構築費1億7500万円の債務負担行為の内容はアドバイザー契約とうかがいました。アドバイザー契約の目的と必要性、運営構築費で委託する業務はなにか、契約する相手はどういうところを想定しているのか、併せてお答えください。

2) (会計学や法務の知識が必要なため、民間のシンクタンクやコンサルに委託するということだが) 代表的シンクタンクのホームページなどを開くと共通してコンセッションのアドバイザー事業についてアピールしている。そこには、公共セクター向けの事業支援と民間セクター向けの市場参入支援が、並んで記述されています。

県が自らシステムを構築できず、民間の手を借りなければならないのでは、結局民間の言うとおりになるのではと懸念しますが、どうですか。

要するに委託する業務は、上工下水道システムづくりのすべてではないですか。そもそもコンセッション方式とは、施設は県が所有して長期間の運営権を売却するもので、民間に頼らないとスキームは作れないということです。

これはシステムづくりを丸ごと民間にお任せという仕組みの第一歩であり、上工下水道が抱えている今日的課題を、県民的に解決することにはならない。

3) 運営構築費の事業費について聞きます。(補正予算は債務負担行為1億7500万円が今年度当初で企業局と土木部の合計2億円がアドバイザー契約分として予算化されていました。水道法の改正で、上水道のコンセッションが可能とはなりましたが、今年度予算は繰り越しとならざるを得ない。しかし下水

道特別会計分7400万円は打ち切り決算により繰り越し不可ということで、今年度当初予算の企業局分1億2600万円と今回の債務負担行為1億7500万円を合計した3億円が実際の構築費で間違いありませんか。3億円の積算方法とともにお答えください。

4) コンセッションの一連の取り組みにおける透明性の確保は、県民と議会が事業の妥当性を判断する上で、最も重要な視点です。昨年度の二つの調査事業実施に関する情報公開請求では、三分の一にあたる160ページがのり弁状態で委託内容も応募した企業名も明らかになりませんでした。プロポーザルにおける情報公開の改善を求めましたが、何らかの対応は進めたのですか。

次に流域下水道関係の4施設に関する指定管理についてうかがう。

県が所管するのは流域下水道の債務負担限度額は4施設で148億円（とされている。従来公募で決めていた仙塩・阿武隈川・鳴瀬川吉田川の3施設は、今回いずれも非公募、指定期間は5年から2年に変更された。一方上工下一体官民連携の対象施設とならなかった北上川・北上川下流東部・迫川については、指定期間は5年、公募となっている。そこで聞きたい）

5) 4つの指定管理団体のうち3つは、県内の共同事業体などです。選定に当たっては、下水道事業の特質からなにか問題が起きた時すぐに駆けつける体制が大変重要であると聞きました。地元雇用や発注を重視して指定管理を行ってきたということですね。

6) 先行して下水道をコンセッション導入した浜松市では、20年間で275億円の工事を、運営会社が関連企業に随意契約で発注した事例があると聞いた。自社の傘下・系列事業者を使うことで、地元の雇用や発注に悪影響があると懸念される。現在3つの指定管理団体で働く158人の雇用は、引き続き確保できるのですか。

7) 債務負担行為 148 億円のうち3施設は、コンセッションによりH33年度からの運営権譲渡が前提である。予定通りの発足が難しくなったときは、再度指定管理の指定と債務負担行為を提起するのですか。

8) 11月29日、知事は参議院厚生労働委員会で参考人として意見を述べました。そこでは、宮城の県議である私が初めて聞く内容が含まれていました。たとえば料金按分の考え方について、「管路など必要な部分をまず県が取って、残りの部分を民間にお渡しする」。何度か按分について質問してきた私としては、議会軽視と言わざるを得ない発言だと思うがいかがか。

9) 上水道のコンセッションについて、知事の参考人意見陳述後、仙台市長は「丁寧な説明を求めたい」「水道料金値上がりが抑えられるというが、どういう風にしてそうなるのか、はっきり聞いていない」と述べています。

現に英国の会計検査院は「PFIが公的財政に恩恵をもたらすデータは不足」と報告書を出しています。水道事業者である市町村が納得できない、あるいは懸念を持つような進め方はすべきで無いと思うがいかがか。

10) 宮城県が主催した懇話会・検討会・シンポジウムには、どの会合にも、パリの水道事業を受託していた二つの水メジャーをはじめ、オペレーターと呼ばれる企業が参加している。知事は国会で、「国内外の信頼のおける企業を選ぶ」と発言したが、海外企業も視野に入れているのか。

11) コンセッションについては多くの懸念やデメリットも指摘されている。特に県民の不安が強いのは、いのちの水である上水道の運営を民間に委ねてしまう民間化ということ。発足時の過大な投資に反省もないまま、市町村と県民を置き去りにしてコンセッションの仕組み構築につき進むことは、到底許されることではない。

業界もコンセッションは特に求めておらず、日本水道協会も「一概に賛成反

対はいえない」と述べている。要望を出した自治体は宮城県のみであり、コンセッションを切望しているのは、政府と水メジャーだけ。誰のためのコンセッションかは、答えが出ています。

受水量の減少や更新需要の増大という課題は、政府の責任で行うべきであると指摘して終わります。

約4220文字、()を引くと3700字ほど。